

議案第114号

訴訟上の和解について

\*\*\*\*\*事件（交通事故）について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

川崎市長 福田紀彦

1 事件名 \*\*\*\*\*

事件（交通事故）

2 当事者 原告 \* \* \* \*

被告 川 崎 市

被告 \* \* \* \*

3 和解内容

(1) 被告川崎市は、原告に対し、本件解決金として、1,500万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告川崎市は、原告に対し、前項の金員を、令和6年7月31日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告川崎市の負担とする。

(3) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。

(4) 原告と被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所川崎支部から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 令和3年11月30日、東高津公園に隣接する道路上で、被告\*\*\*\*（以下「\*\*\*\*」という。）の運転する本市小型ごみ収集車（以下「ごみ収集車」という。）が走行中、当該公園から道路に出てきた原告に接触し、負傷させた。
- 2 このことについて、原告から本市及び\*\*\*\*に対し、原告が負傷し、左前額部に人目に付く程度の線状痕を負うに至ったのは、\*\*\*\*が、必要な注意を払うことなく、ごみ収集車の左前方が路側帯にはみ出すような態様で走行するなどしたためであるとして、令和5年2月21日に横浜地方裁判所川崎支部に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 3 本訴訟は、係属して以来、9回の弁論準備手続を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。